

第4回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年5月26日（木）午後2時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

河原はつ子委員，北川実委員，久保豊委員，畔柳章裕委員，坂本慶一委員長，佐藤辰弥委員，千野美和子委員，宮浦そとえ委員，宮本隆子委員（以上9人出席）

(2) 事務担当者

池上裁判官（成年後見事件担当），上坂事務局長，森首席家裁調査官，山口首席書記官，伊藤総務課長

4 議事

(1) 委員長選任

(2) 委員長あいさつ

(3) 意見交換テーマ

成年後見制度と家庭裁判所の取組

(4) 意見交換要旨（○委員の意見，□事務担当者の説明）

- 判断能力が十分でない方（以下「本人」という。）は，どのような状況，きっかけで成年後見等開始（成年後見開始，保佐開始及び補助開始）の申立てをするのか。
- 親族の方が申立てをする場合が多い。きっかけとしては，親族が本人に代わって預貯金を引き出そうとして，金融機関から家庭裁判所に相談するよう言われたとき，本人が相続人として遺産分割をするとき，本人の財産を売却する必要ができたときなどである。
- 成年後見制度は，禁治産，準禁治産の制度と比較して良い制度だと思うが，判断能力の認定は微妙な問題であり，本人と申立人との間でトラブルとならないか。
- 判断能力の判定は，申立ての際に添付していただく診断書，申立て後に実

施する鑑定（補助開始申立事件については、原則として鑑定は実施していない。）及び家庭裁判所調査官の本人に対する調査を基に判断しているが、福井家庭裁判所が把握している限りでは、本人と申立人間でトラブルとなった事例はない。ただし、本人と同居していない親族が同居している親族の不正をおそれて成年後見等開始事件の申立てをするなどして親族間で誰を後見人とするかでトラブルになる事例はある。この場合には、家庭裁判所調査官により調整したり、調整ができない場合には、弁護士や司法書士などを第三者後見人として選任することで対応している。

なお、申立てがあると、本人が植物状態などで意思確認ができない場合を除き、家庭裁判所調査官がほぼ全件本人の意思確認をしている。

- 後見開始及び保佐開始各申立事件については、必ず鑑定を実施しているのか。
- 本人が植物状態又はこれに準ずる場合を除き、原則として鑑定を実施している。
- 鑑定は精神科医が行っているのか。
- 主治医が行う場合には精神科医とは限らない。主治医以外が鑑定する場合には基本的には精神科医が行うことになる。なお、鑑定は刑事事件の精神鑑定のような厳格なものではなく、簡易な定型的な書式に記載してもらっている。そのため費用も5～8万円程度である。
- 鑑定費用は申立人の負担となるが、費用を免除するシステムはないのか。
- 市町村において、身寄りのない人を援助する制度はあるが、それ以外には把握していない。
- こんなに費用がかかるなら申立てを考え直す人はいないか。
- 費用の問題で申立てを躊躇する事例はないが、後見人の職務に関する説明を聞いて、後見人がこんなにたいへんならということで申立てを考え直す人はいる。
- 例えば、本人が保佐人の同意を得ずに業者とリフォーム契約をし、その後、保佐人がそのことを理由として契約を取り消した場合、それによって生じた業者の損害は誰が負担することになるのか。
- 業者が負担することになる。業者としては、損害を防止するためには、判

断能力に疑問があった場合、契約前に本人に成年後見等の登記がされていないことの証明書の提示を求める必要がある。

- 身内の者が後見人になった場合、監督することが難しくないか。
- 福井家庭裁判所では、定期的に書面による照会をし、後見人から報告書及び預貯金通帳の写しなどの資料を提出してもらい、適正に管理がなされているかをチェックしている。身内以外の者を後見人（第三者後見人）に選任するときは、成年後見センター「リーガルサポート」（司法書士会）、弁護士会、税理士会、権利擁護・成年後見センター「ぱあとなあ」（社会福祉士会）などに依頼している。また、例えば、法律的な面は弁護士が、本人の療養看護の面は親族が担当するというように後見人を2人選んだり、後見監督人を選ぶこともある。
- 後見人に選任されると本人の財産が自分のものになったと考える人がいるのではないか。
- そのように考える人もいる。そこで、福井家庭裁判所では、そのような誤解がないように後見人候補者に事前に説明している。
- 精神状態が不安定で正常なときとそうでないときがある人については、社会福祉協議会に相談するよう言っているがどうか。
- そのような扱いで問題ないと思われる。社会福祉協議会において、必要に応じて家庭裁判所を紹介しているのだと思われる。

成年後見制度に関する相談を希望する場合には、社会福祉協議会以外にも成年後見センター「リーガルサポート」、権利擁護・成年後見センター「ぱあとなあ」などの機関に相談していただければよいことになると思われる。そこで、さらに後見・保佐等の必要があれば当該機関から家庭裁判所を紹介することになると思われる。

- 弁護士会としては、現在、人員を増強しているところだが、弁護士会としての取組は特に行っていない。事案に応じて、成年後見センター「リーガルサポート」や社会福祉協議会を紹介している。
- 市では、相談があると社会福祉協議会や司法書士会、弁護士会を紹介している。家庭裁判所に相談に行くようには言っていない。
- 後見監督事件は、本人の能力が回復するか、本人が死亡するまで続くため、

年々増加することが予想される。そのため、将来的には、現在の家庭裁判所の人員でこれをカバーできるかという問題がある。

- 日常的に後見人から相談を受けたり、後見人を監督することは家庭裁判所だけでは対応できないと思う。将来的には、これらに関するシステムを検討する必要があると思う。
- 後見開始した後、それを見直すことはあるか。
- 本人の判断能力が悪化して保佐から後見に変更した例はある。また、事例はないが、本人の判断能力が回復した場合には、後見開始の審判を取り消すことになる。
- 後見監督人は、どのような人で、どのような場合に選任するのか。
- 後見監督人は、後見人を監督する人で、本人の財産が非常に多い場合や特に何か問題があって後見監督人をおいておく必要がある場合に選任する。
- 後見人の報酬はどうなるのか。
- 第三者後見人の場合は、報酬付与の申立てがあるので、家庭裁判所で後見事務の内容に応じて報酬額を決定し、後見人は本人の財産から給付を受けることになる。また、親族が後見人に選任された場合には、このような申立てはほとんどない。
- 成年後見制度はある程度財産のある人の制度なのか。
- そういう面はある。
- それで介護制度ほど成年後見制度の件数は増加しないのか。
- 成年後見制度の件数が増えない原因が何処にあるのか明確ではないが、福祉サービスが、従来、行政庁による保護措置として行われていた制度から、利用者がサービスを選択し、事業者等と契約を結ぶという制度に変わってきているため、今後、福祉サービスの利用契約を結ぶための成年後見制度の利用が増加することが予想される。
- 申立てから審判まで3、4か月くらいかかるということだが、その間に本人に損害が生ずるおそれがあるのではないか。
- そのような場合は、保全処分において財産管理人を定めることができる。ただし、本人が契約を締結した後に、成年後見等開始の申立てをした場合には、一般民事の行為能力の問題として本人の保護を検討することになる。

福井家庭裁判所においては、これまでも審理期間短縮のための努力をしており、今後も効率的な事務に向けた努力をしていきたい。

(5) 次回の内容等

開催日時 平成17年11月24日(木) 午後1時30分

テーマ 「離婚について」

家裁第4回議事録.jtd

* 1 2	庁名	福井地方裁判所・福井家庭裁判所
(第2階層) コーナー名	委員会	
(第3階層) ページ名	平成17年11月24日開催福井家庭裁判所委員会	
(第4階層) ページ名		
(第5階層) ページ名		

ページタイトル	平成17年11月24日開催福井家庭裁判所委員会
掲載終期	なし

第5回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年11月24日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

河原はつ子委員, 北川実委員, 久保豊委員, 坂本慶一委員長, 佐藤辰弥委員
千野美和子委員, 宮浦そとえ委員, 宮本隆子委員 (以上8人出席)

(2) 事務担当者

上坂事務局長, 森首席家裁調査官, 山口首席書記官, 伊藤総務課長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

離婚

(3) 意見交換要旨 (○委員の意見, □事務担当者の説明)

- 離婚後の子どものことが気になる。児童虐待や少年の非行について報道されると子どもの家庭環境はどうだったのかと考えることがある。
- 司法統計年表によると離婚調停における妻の申立動機において、福井県は、全国と比較すると浪費の割合が多いと思う。
- 調停の申立動機は、申立書に記載された内容から判断するのか。
- 申立書の記載だけでなく、調停手続の中で当事者から詳しく事情を聞いている。
- 調停事件が解決するまでの回数はどのくらいか。
- 平均すると3, 4回が多い。期間で言うと3か月くらいである。
- 調停離婚を申し立てた事件のうち、調停が成立するのはどの程度か。
- 全国平均では、申立てをした事件の約半分が調停成立で終了している。調停を申立てたが相手が離婚に応じなかったため一旦取り下げ、事情が変わったからということで再度申立てする場合もある。また、調停が不成立となり、人事訴訟(離婚訴訟)を提起する場合もある。
- 平成19年4月の離婚時の年金分割制度施行後、離婚事件が大幅に増加することが予想される。
- 同制度が施行される前に夫が妻にサービスをするようになるかも知れない。
- 妻に精神的虐待をする者の中には、この程度は許されると思っている者がいる。裁判になれば極めて不利になるということが分かっていない。
- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないときは離婚原因になるということだが(民法770条1項4号参照)、身体的障害の場合はどうか。
- 性的な障害などで、婚姻を継続しがたい重大な事由として離婚原因となる場合がある(民法770条1項5号参照)。
- 最近、DV(ドメスティック・バイオレンス)が増加しているが、DVについては従前からあったが、これが表面化するようになってきたのか。
- よく分からないが、暴力について敏感になってきた面はある。
- 面接交渉のパンフレット「子どもと一緒に暮らしていて面会交流に応じる方へ」「子どもと別に暮らしていて面会交流をする方へ」のイラストは分か

りやすくいいと思う。

- 文字だけだと読まない人もいるため、見る気を起こさせる工夫をした。
- 家庭裁判所に調停申立書や訴状の定型的な用紙が用意されており、手続きがしやすくなっている。
- 現在、調停委員をしているが、調停申立書だけでは情報量が少ないので、調停の場で事情を聞くのに時間がかかる。受付時に、申立人に事案の経過等を記載したメモを持参するよう伝えたと申立人自身も事案の整理ができて調停が効率的に進むと思う。
- 有責主義と破綻主義に関して、世代間で離婚に対する考え方が違うとの説明があったが、若い裁判官と年配の裁判官では判決に統一性がないのではないかな。
- 離婚に対する考え方が時代の流れに合わせて変化していることを説明したもので、若い裁判官と年配の裁判官で判決に統一性がないということではない。

5 福井家庭裁判所委員を経験した感想

- 説明を聞いて福井家庭裁判所について知ることができた。
- 福井家庭裁判所が開かれた裁判所、利用しやすい裁判所を目指していると感じた。
- 福井家庭裁判所の建物のイメージとして、敷居が高い、近寄りがたい、裁判所は恐ろしい、というイメージがあったが、説明を聞いて、福井家庭裁判所の人々が市民に親切に接していることが分かった。今後は安心して相談できると思った。
- 開かれた裁判所、明るいイメージに向けて努力している様子が分かった。
- 市民に理解してもらおうという福井家庭裁判所の姿勢が読みとれ感心した。
また、成年後見制度は高齢化社会に向けて大変重要だということが分かった。

6 次回の内容等

未定